

## 新支部長就任にあたり ご挨拶申し上げます

協会けんぽ茨城支部の支部長として平成29年10月より6年務めました木城洋が9月末をもって退任し、10月から内田善明<sup>うちた よしあき</sup>が支部長に就任いたしました。引き続き加入者と事業主の皆様の健康増進が図られるよう、様々な事業を着実に推進してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



内田善明

### 事業主様へのお願い

定期健康診断(事業者健診※)結果のご提出にご協力をお願いします

※事業者健診とは、労働安全衛生法に基づいて事業所が従業員に行う定期健康診断のことです。

【定期健康診断結果提出の対象者】

40~74歳の協会けんぽ茨城支部の被保険者様

生活習慣病予防健診を受診された方の健診結果はご提供いただく必要はありません

## 定期健診結果の提出方法は2つ

### ① 健診機関が協会けんぽの提携先である場合

健診結果の提供にかかる同意書を協会けんぽにご提出ください。



協会けんぽは医療機関から健診結果を入手します。

### ② 健診機関が協会けんぽの提携先でない場合

① 健診結果の写しと② 健診結果の提供にかかる送付書 兼 同意確認書を協会けんぽに提出をお願いします。

**注意!** 検査項目が不足していた場合(下記)、別途書類をご提出いただく場合がございます。

健診結果の検査項目に  
腹囲・服薬歴・喫煙歴のいずれか、  
もしくは全て記載がない



上記の①②書類に加え、  
健診結果に関する回答書  
も協会けんぽにご提出ください

各様式については、茨城支部HPをご覧ください

具体的なページについては右記のワードで検索してください→

協会けんぽ 茨城 定期健康診断 提供

健診結果を提出することは、  
個人情報問題はないの？

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、事業主様は定期健康診断結果を提供することが義務付けられています。

協会けんぽ茨城支部では、健診結果提供に関する業務を「株式会社CME」に外部委託しています



# インセンティブ制度について

「**インセンティブ制度**」とは、加入者・事業主の取り組みに関する5つの評価指標の実績を支部ごとにランキング付けし、47支部のうち**上位15支部**に報奨金が与えられ、「健康保険料率」の引き下げにつながる制度です。



令和3年度実績では、茨城支部は**ワースト2位(46位)**でした。  
ご加入者様・事業所様の取り組みでランキングは大きく変わっていきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

## インセンティブの5つの評価指標

①

特定健診等の実施率

②

特定保健指導の実施率

③

特定保健指導対象者の減少率

④

要治療者の医療機関受診率

⑤

後発医薬品の使用割合

## PICKUP! ①【特定健診等の実施率】について

「**特定健診等の実施率**」は、協会けんぽが把握した生活習慣病予防健診や特定健診の受診結果の数などによって、割り出されます。

一人でも多くの茨城支部のご加入者様の健診結果が把握できれば、それだけ実施率が向上します。

以下の方法から、協会けんぽの健診結果把握にご協力ください。

【お勤めの方】は、2通りの方法があります。

- 協会けんぽの**生活習慣予防健診を受診**する
- 事業所さまで定期健診を実施している場合  
→協会けんぽに**健診結果を提出**する（詳細は表面をご覧ください）

【被扶養者(ご家族)の方】は、協会けんぽの**特定健診を受診**する

## 「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

扶養から外れる被扶養者がいてもいなくても、**必ず提出が必要です。**

令和5年度につきましては、10月下旬から11月上旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしましたので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

**提出期限 令和5年12月8日(金)**

